

豊見城市庁舎自動証明写真機設置事業者募集要領

1.名称及び設置場所

豊見城市庁舎 1階 売店入り口横 ※位置図参照

(2 m²以内で通行の妨げにならないよう設置すること)

2.設置台数

1台

3.設置期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

4.選定の方法

申込書に記載された売上料の最も高い者を設置事業者とする。

5.応募資格

次の各号に掲げる条件を全て満たした者に限る。

- (1) 法人であること。
- (2) 自動証明写真機(以下、「写真機」という。)の設置事業者として十分な資力、信用、実績及び管理運営能力を有すること。参加申込みを行う日の属する事業年度の前年度における貸借対照表で債務超過でないこと。
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (6) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

6.設置条件

- ① 「写真機」については、履歴書、運転免許証、パスポート、特別永住者証明書、個人番号カードに対応しうる写真サイズ機能を備え、外国籍住民も利用できるよう外国語での案内機能を有しているもの。また、個人番号カードの交付申請を「写真機」から直接申請できること。
- ② 「写真機」の売上枚数については、月別に集計を行い報告すること。
- ③ 装置の保守点検、金銭管理など「写真機」の維持管理については、設置事業者が行うこと。

- ④「写真機」の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止対策を講じる等の安全措置をすること。「写真機」の転倒等により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、設置事業者においてその損害を賠償するものとする。
- ⑤「写真機」の事故、故障発生時の緊急連絡先を明示し、事故や故障、問合せ及び苦情については、全て設置事業者の責任において迅速に対応すること。
- ⑥第三者による損害又は自然災害等による故障が生じて、本市は修理費等を負担しないものとする。

7.設置者費用負担

(1) 電気使用料

「写真機」に使用電力計測用の電気子メーターを設置し、「写真機」に伴う電気料金を負担すること。支払い方法は、売上料とともに毎月払いとする。

(2) 売上料

申込書に記載した貸付歩合率を売上に乗じた額。支払い方法は電気使用料とともに毎月払いとする。

(3) その他

設置費、通信費、維持管理及び撤去費用等必要経費は設置者の負担とする。

8.機器（提案書に次の3項目内容が確認できる書類を添付すること。）

- 規格：幅 1,400 mm×奥行 800 mm×高さ 2,000 mm以内の機器
- 外観：破損や錆などがあつた場合は機器等を取り換えること。
- 環境：環境に配慮した機能（省エネ機能を有した機器）を設置すること。

9.申込手続き

(1) 受付期間

令和7年2月14日（金）～2月28日（金）まで（土日、祝日を除きます。）

※時間については、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除きます。）

(2) 応募方法

郵送又は直接持参。なお、郵送の場合は「受取日時、配達されたことができる方法によるもの（期間内必着）」とし、郵送事故等については提出者のリスク負担とします。

(3) 提出先

〒901-0292

沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 総務企画部管財課（豊見城市役所4階）

(4) 提出書類

下記の登記簿謄本と各証明書はいずれも発行3か月以内のもの（複写も可）に限ります。

- 1) 参加申込書
- 2) 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 3) 印鑑証明書
- 4) 市町村税の滞納のない証明書（事業所のある市町村）
- 5) 都道府県税完納証明書（全税目の滞納のないことを確認できる証明書）

- 6) 国税納税証明書（その3の3）
- 7) 自動証明写真機設置運営実績（募集の日から過去2年間分）
- 8) 設置を希望する自動証明写真機のカatalog

10.使用許可の取消事項

- ①売上料等の支払い期限後、本市の催促にもかかわらず、1か月以上の支払いを怠ったとき。
- ②建物の維持管理上の都合により、設置場所を使用する必要があるとき。
- ③その他仕様書、行政財産使用許可等に定める義務に違反が生じたとき。

11.禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

- (1) 「写真機」設置運営事業以外の用途で使用するこゝと。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

12.その他

- ①設置場所が、行政財産であることを常に考慮し、適正に使用、管理すること。
- ②貸付物件は現況で引き渡しますので、「写真機」設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、本市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還すること。